

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年11月 4日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)伝熱管において、伝熱管の残存肉厚判定値外れ(全4180本中、121本)が認められたため、当該伝熱管を交換。	GⅢ	
2	2号機	プロセス放射線モニター系換気系排気筒入口放射線モニターサンプルラックの「サンプルラック電源」受電状態表示灯において、電球ソケットの接触不良(表示灯点灯せず)が認められたため、当該ソケットを点検・修理。なお、サンプルラックの運転に影響無し。	GⅢ	
3	4号機	原子炉冷却材浄化系入口弁(原子炉圧力容器排水側)バイパス弁において、弁の固着(開閉操作できず)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	その他	燃料集合体チャンネルボックス点検対象の燃料集合体において、チャンネルボックスの管理番号が、「原子燃料集合体管理システム(チャンネルボックスの装着・配置情報を管理)」に登録されている管理番号と相違が認められたため、当該原因調査・対応検討。	GⅢ	